

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ (税務署提出用)作成事務 全項目評価書
評価実施機関名
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
提出日
平成27年10月16日
概要説明日
平成27年10月20日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(支払調書)	7
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	15
○ 総評	16
○ 特定個人情報保護委員会による審査記載事項	16

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、平成28年1月1日から保有を開始することとしており、特定個人情報ファイルを保有する前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、機構のホームページにて、30日間実施した。なお、寄せられた意見はなかった。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務について、求められる事項が具体的に記載されている。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	簡易生命保険契約に係る管理業務については、機構が監督、指導等の責任を負いつつ、郵政民営化法等の定めにより株式会社かんぽ生命(以下「かんぽ生命」という。)が機構の委託を受けて行うこととされている。 簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務における番号制度への対応は機構保険部業務課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	<p>簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務の内容について、平成28年1月以降支払事由が発生する生命保険契約の一時金の支払調書及び生命保険契約の年金の支払調書において、保険契約者及び保険金等受取人の個人番号を記載するために、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即して具体的に記載されている。</p> <p>また、別添1の事務の内容において、かんぽ生命支店及び郵便局窓口で顧客が保険金等の支払請求のために来局した際に、個人番号の提示を受け、端末機に入力し、かんぽ生命情報管理センターにおいて支払調書データを作成すること等が記載されており、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されている。</p>
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.3	I 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.4	I 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.4	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.4	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.5 ~ P.8	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(9)特定個人情報 ファイルを取り扱 うプロセスにおい て特定個人情報の 漏えいその他の 事態を発生させ るリスクを、特 定個人情報保護 評価の対象となる 事務の実態に基 づき、特定してい るか。</p>	—	—	P.16 ~ P.29	Ⅲ、Ⅳ	問題は 認めら れない	<p>全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。</p>

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。</p>	<p>70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。</p>	P.28	IV 1. ①	問題は認められない	<p>自己点検について、かんぽ生命支店において、四半期ごとに、個人情報保護に係る項目について、自己点検を実施していること等が具体的に記載されている。</p> <p>監査について、機構では監督方針に基づき、委託先であるかんぽ生命本社及び支店並びに再委託先である日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)本社、支社及び郵便局を対象として、委託業務の実施状況の監査を実施していることや、かんぽ生命では、内部監査部が、本社各部署及び支店並びに日本郵便本社、支社及び郵便局を対象として、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に監査を実施していること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。</p>	P.28	IV 1. ②	問題は認められない	<p>従業員に対する教育について、委託先であるかんぽ生命では、個人情報保護・情報セキュリティマニュアル等を策定し、同マニュアル等に基づく年度計画により定期的に研修・点検等を実施していることや、再委託先である日本郵便では、採用時の教育及び定期的な教育・訓練など社員に対し安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練を行っていること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。</p>	P.28	IV 2.	問題は認められない	<p>今後、個人情報保護・情報セキュリティマニュアル等の規程類を改正し、特定個人情報の漏えい等を行った場合も、懲戒処分及び刑事罰の対象となることを明記し、教育・啓発を行う予定であること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。</p>	P.31	VI 2. ⑤	問題は認められない	<p>寄せられた意見がなかったことが記載されている。</p>

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	—	—	P.1	表紙	問題は認められない	<p>機構は、簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いがお客さまの財産、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じることをもって、お客さまの財産、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。</p>

特定個人情報ファイル
(支払調書)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p>	<p>② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p>	<p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>	P.9	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報の使用目的として、簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)を作成するために使用すること、郵政民営化法等の定めにより、かんぽ生命は機構の委託を受けて簡易生命保険管理業務を行い、その一部を日本郵便に再委託することが義務付けられていること等が具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報は、セキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物にあって、入退室管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスタファイルとして保管し、暗号化とアクセス制限を施していること、保存期間経過後システム的に削除することを記載するなど、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手、使用、委託、保管、消去)について具体的に記載されている。</p>
		<p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>	P.9	II 2. ④	問題は認められない	
		<p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 3. ④	問題は認められない	
		<p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 3. ⑤	問題は認められない	
		<p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 3. ⑥	問題は認められない	
		<p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 3. ⑧	問題は認められない	
		<p>14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		<p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>	P.11	II 3. ⑧	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.12	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.12	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.12	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 5. 提供先1 ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 5. 移転先1 ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク1	問題は認められない	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、保険金等支払請求の際、請求人が正当な権利を有している者であることの確認を行うことが前提であることから、対象者以外の情報を入手しないよう措置していることや、保険証書記号番号を入力し、保険契約の契約者又は保険金等受取人であることを確認の上で個人番号を入力することから、必要最小限の情報のみ入力するよう措置していること等、必要な情報以外を入手することはないことが具体的に記載されている。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、特定個人情報について控え及び写しを作成しないこととしているほか、端末機又は携帯端末機から紙媒体へ出力ができないよう措置していることや、かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)からのデータのダウンロードや電子記録媒体への出力もできないよう措置していること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク1	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.16	Ⅲ 2. リスク2	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.17	Ⅲ 2. リスク3	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.17	Ⅲ 2. リスク3	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.17	Ⅲ 2. リスク3	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.17	Ⅲ 2. リスク4	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.17	Ⅲ 2. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク1	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスクについて、ユーザIDに必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限していることや、職員が離席する際には、パスワード設定された画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じていること等が具体的に記載されている。 不正に複製されるリスクについて、個人番号等管理マスタに関するアクセス権については、ユーザIDが払い出され、辞令簿により指定を受けた者のみ有しており、特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、定期的な研修等を行うこと、かんぽ総合情報システムはインターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を抜き取られることはないこと等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク1	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク2	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク2	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク2	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク2	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.18	Ⅲ 3. リスク3	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 3. リスク4	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.19	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は認められない	<p>機構とかんぼ生命における委託契約書の中で、守秘義務及び顧客情報の管理等に関する事項を約定し、機構はかんぼ生命に対して、個人情報保護管理体制を確認できるよう関連規程類等の提出を求め、必要な措置が講じられていることを確認しているほか、かんぼ生命は、個人データの安全管理を図るための内部管理体制として、会社全体の個人情報の保護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、各部署に個人情報の保護に関する事務を管理する者を配置し、個人情報の適切な保護と取扱いを行っていること等が具体的に記載されている。</p> <p>かんぼ生命支払部の一部の社員のみ閲覧権限を与えること、特定個人情報の取扱いの記録について、プログラム処理にて毎日自動で抽出し、確認する運用としていることのほか、業務委託契約書等において、特定個人情報の持出しの禁止等を規定していること等が具体的に記載されている。</p> <p>再委託先においても、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等で求められている必要かつ適切な安全管理措置を講ずることを義務付けていること等が記載されている。</p>
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために取っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.21	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	特定個人情報の提供又は移転の記録については、特定個人情報が含まれている支払調書データの電子媒体の提出に当たって、媒体管理簿へデータ内容、利用目的、作成年月日、移送日、移送先、担当者名等を記載していることや、媒体管理簿は、管理者が月に1回以上点検・確認を行っていること等が具体的に記載されている。 提供・移転に関するルールの内容やルール遵守の確認方法については、税務署への電子媒体の提出に当たって、セキュリティ確保のため、データの暗号化及び搬送容器の施錠を行い、郵便物の追跡が行える方法により郵送することが記載されている。
50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.22	Ⅲ 5. リスク1	問題は認められない		
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.22	Ⅲ 5. リスク2	問題は認められない		
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.22	Ⅲ 5. リスク3	問題は認められない		
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		P.22	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	—
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク2	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク3	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク4	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク5	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク6	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 6. リスク7	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.23	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 7. リスク1 ⑤	問題は認められない	物理的対策として、個人番号等管理マスターはセキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物で管理しており、入退室管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスターファイルとして保管していること、インターネットと分離されていることや、支払調書データを作成しCD等の電子記録媒体に出力する際には暗号化を施していること等が具体的に記載されている。 また、個人番号は紙媒体で取得・保管を行わないことや、携帯端末機は執務室内に保管し、ワイヤーチェーンで施錠を施していること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、端末機へのログイン時には正当なIDとPWが必要なこと、端末機に特定個人情報を入力した場合は即時に暗号化を行っていること、端末機とシステム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っていることや、端末機はインターネット機能やメール機能がない業務専用の端末機であること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 7. リスク1 ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1 ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1 ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1 ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 7. リスク2	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 7. リスク3	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>74. 個人番号を収集・登録するに当たって、携帯端末機による個人番号の登録を含む複数の入手経路のリスク対策は具体的に記載されているか。また、記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.3 P.5~ 8 P.16 P.17 P.18 P.24 P.25</p> <p>I 1. ② (別添1) 事務の内容 III 2. リスク1 III 2. リスク4 III 3. リスク3 III 7. リスク1⑤ III 7. リスク1⑥</p>	<p>問題は認められない</p>	<p>端末機や携帯端末機においては、取得する個人番号は入力すると照会できなくなる、紙媒体へ出力ができないよう措置していること等が具体的に記載されている。</p> <p>携帯端末機については、ログイン時には正当なID、PWが必要なこと、特定個人情報を暗号化した上で保管するが、翌日には自動消去すること、携帯端末機を亡失した場合でも、遠隔消去処理により保存されているデータの消去が可能であること等が具体的に記載されている。</p> <p>個人番号の記載のある証明書の写しの作成や個人番号のメモを禁止していることが具体的に記載されている。</p>
		<p>75. 特定個人情報のインターネットへの流出やデータの複製等を防止するためのリスク対策は具体的に記載されているか。また、記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.17 P.19 P.25</p> <p>III 2. リスク4 III 3. リスク4 III 7. リスク1⑥</p>	<p>問題は認められない</p>	<p>システム(かんぽ総合情報システム)はインターネットと分離されていること、端末機等(端末機及び携帯端末機)はインターネット機能及びメール機能がないこと、端末機等とシステム間の通信は暗号化すること、システムからデータをダウンロードできないよう措置していること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>76. 税務署に対して、個人番号を含む支払調書データを提出するに当たって講じているリスク対策は具体的に記載されているか。また、記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.22 P.24</p> <p>III 5. III 7. リスク1</p>	<p>問題は認められない</p>	<p>税務署への電子媒体での提出に当たっては、送付先、関係書類等を複数人で確認し、封入・封緘を行っていること、データの暗号化及び搬送容器の施錠を行い、郵便物の追跡が行える方法により郵送していること、媒体管理簿にデータ内容、移送日、担当者名等を記載して管理者が月に1回以上点検・確認をしていること等が具体的に記載されている。</p>

【総評】

- (1) 簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務においては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が監督・指導等の責任を負いつつ、郵政民営化法等の定めにより株式会社かんぽ生命保険が同機構の委託を受けて行うこととされており、同社がかんぽ総合情報システムを活用し、特定個人情報ファイル(支払調書)を適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイル(支払調書)について、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 個人番号の収集・登録におけるリスク対策、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策、個人番号を含む支払調書データの提出におけるリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【特定個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 特定個人情報保護委員会の承認)

- 簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、かんぽ総合情報システムはインターネットと分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- 特定個人情報の適正な取扱いに係る番号制度上の保護措置について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、委託先である株式会社かんぽ生命保険、再委託先である日本郵便株式会社等に対し、準備段階から従業員に対する教育が徹底されるよう指導するとともに、特定個人情報の管理状況について定期的に監査を行う必要がある。
- 情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。